

～ 外国法令紹介 ～

中国民事訴訟法の改正条文等について（１）

国別研修「中国民事訴訟法・民事関連法」個別専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第 1 章 はじめに～本改正の趣旨・目的
- 第 2 章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由
- [総 則]
- 第 1 民事訴訟法の基本原則
- 第 2 管轄
- 第 3 回避
- 第 4 訴訟参加人
- 第 5 証拠
- 第 6 送達
- 第 7 保全
- 第 8 民事訴訟妨害に対する強制措置
～ 以上まで今回掲載
- [裁判手続]
- 第 9 第一審普通手続
- 第 10 簡易手続
- 第 11 第二審手続
- 第 12 特別手続
- 第 13 審判監督手続
- 第 14 督促手続
- [執行手続]
- 第 15 執行
- [涉外民事訴訟手続の特別規定]
- 第 16 涉外民事訴訟手続の特別規定
- 第 3 章 おわりに～中国法整備支援の視点から

第 1 章 はじめに～本改正の趣旨・目的等

1 2012 年 8 月 31 日、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議にて『〈中華人民共和国民事訴訟法〉の改正に関する決定』が審議・採択され、2013 年 1 月 1 日から施行されることになった。

2 中国の民事訴訟法は、1991 年第 7 期全国人民代表大会第 4 回会議で採択され、2007 年第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議においては民事訴訟法の裁判監督手続及び執行手続につき一部規定の改正が行われた。しかし、経済・社会の急速な発展に伴い、民事事件の件数は増加し続け、新しい類型の事件も増え続けており、民事訴訟法の規定がある分野では人民の司法に対する需要を完全に満たすことが難しくなっており、更なる整備が必要とされていた。近年、一部全国人民代表大会代表や関連方面から民事訴訟法の改正に関する意見・提言が次々と提出されており、中央による司法体制強化と業務組織改革の意見も、民事訴訟制度の更なる整備を要求するものであった。法制工作委員会は、全国人民代表大会常務委員会における立法業務の手配と中国の特色ある社会主義法律体系の継続的な整備に関する全体的要求に基づいて、2010 年から、民事訴訟法改正案に関する検討及び起草作業に着手した。本改正では以下の点に留意された。

第 1 に、中国の特色ある社会主義法治理念を堅持し、真摯に民事訴訟法の実施経験を総括し、実務において現れた新しい状況や新しい問題に対して、今

まで以上に当事者の訴訟上の権利を保障し、司法の公正さを維持すること。第2に、民事訴訟法の基本原則に従い、科学的に司法資源を配置し、訴訟効率の向上をはかること。第3に、民事訴訟に対する法律監督を強化し、法律の正しい実施を保障すること。第4に、民事紛争の効果的な解決を重視し、社会の調和のとれた安定を促進すること。第5に、認識が一致しないものや未だに把握されていない問題点については、規定をみあわせる。¹。

3 今般改正が決定されたのは計60項目、旧法の条文に対する修正・追加は80カ所以上に上る。以下、中国民事訴訟法の改正条文について、全人代常務委員会法制工作委员会の説明等を中心に紹介する。²

¹ 2011年10月24日第11期全国人民代表大会常務委員会第23回会議における『〈中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）〉に関する説明』（以下「第一次草案説明」という）及び全人代常務委員会法制工作委员会民法室編著「民事訴訟法改正前後条文対照表」（2012年9月・人民法院出版社）1頁以下参照。

² 改正法に関する解説書等も出版されているが、全人代常務委員会法制工作委员会民法室編著としては①「中華人民共和國民事訴訟法・解釈と適用」（2012年9月・人民法院出版社）及び②「2012 修訂版中華人民共和國民事訴訟法条文説明・立法理由及び関係規定」（2012年9月・北京大学出版社）、さらに③全人代常務委員会法制工作委员会編・王勝明主編の「中華人民共和國民事訴訟法・釈義最新修正版」（2012年9月・法律出版社）があり、以下これらを主な参考文献として引用する。

このうち①には、全人代法律委員会による修正状況に関して、「第一次草案説明」以後の各報告書〔第2回審議につき2012年4月24日付全国人民代表大会法律委員会『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』修正状況に関する報告書（以下「第2回審議報告書」という）、第3回審議につき2012年8月27日付全国人民代表大会法律委員会『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』審議結果に関する報告書（以下「第3回審議結果報告書」という）〕が掲載されており、第一次草案から改正民訴法までの修正経緯について把握することができる。

第2章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由

【総 則】

第1 民事訴訟法の基本原則

【誠実信用原則】一、第13条に一項を追加し、次のように定める。³

第13条1項

民事訴訟では誠実信用原則を遵守しなければならない。

旧民事訴訟法（以下「旧法」という。）第13条は「当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。」と規定する。しかし、裁判実務において当事者が悪意訴訟・虚偽調解や訴訟遅延、執行免脱行為等、訴訟上の権利を濫用するケースが多く見られるため（新法第56条3項対照）、当事者に訴訟手続において誠実信用原則を遵守させるべく関連規定を追加する必要がある。そこで、今回決定された改正民事訴訟法（以下「新法」という。）第13条1項では誠実信用原則が明記された（第2回審議報告書一項）。同様に誠実信用原則の徹底を図るため、悪意訴訟・執行免脱行為に対する制裁規定も新設されている（第112条、113条）。⁴

※参考文献 ①「中華人民共和國民事訴訟法 解釈と適用」（人民法院出版社）p1～3

②「中華人民共和國民事訴訟法条文説明、立法理由及び関係規定」（北京大学出版社）p1～3

③「中華人民共和國民事訴訟法釈義・最新修正版」（法律出版社）p1～4

³ 以下、漢数字は2012年8月31日に決定された最終修正草案における条数を、算用数字は新法での条数を示し、引用条文の下線部分が具体的改正部分である。

⁴ 清華大学・張衛平教授は新法に誠実信用原則が明記された意義と具体的適用状況を紹介しつつ、同原則を正しく適用し、その安易な適用により当事者の手続権の正当な行使を不当に制限しないようにすべきだが、そのためには、司法の権威・信頼性を更に高め、裁判機能を強化し、裁判における法律理論の解釈、理論の説明作用をより一層高めることが必要と指摘する（2012年9月12日付人民法院報「民事訴訟における誠実信用原則」）。

第2 管轄

【合意管轄】四，第25条を第34条に変更し，次のように改める。

第34条

契約又はその他の財産権益紛争の当事者は書面による合意により被告住所地，契約履行地，契約締結地，原告住所地，目的物所在地等紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができる。但し，本法の審級管轄及び専属管轄の規定に違反してはならない。

旧法第25条は，合意によって管轄人民法院を選択することができる主体は，契約に係る紛争の当事者のみに限られると規定する。他方，旧法第242条の規定は，涉外民事訴訟の合意管轄の主体は国内民事訴訟における合意管轄の主体より幅が広く，涉外契約の当事者のほか，涉外財産権益に係る紛争の当事者も合意によって管轄人民法院を選択することができるとしていた。そこで，当事者の意思自治の尊重を体现するため，本改正では，国内と涉外民事訴訟における合意管轄の適用範囲を統一し，①適用範囲について，もとの「契約」に係る紛争を踏まえて，「その他の財産権益に係る紛争」を追加し，②管轄人民法院の選択地について，原規定の「被告の住所地，契約履行地，契約締結地，原告の住所地，目的物の所在地」を踏まえて「等の紛争と実際に関係がある場所」を追加し選択を拡大した。つまり，国内民事訴訟，涉外民事訴訟にかかわらず，契約又はその他の財産権益に係る紛争の当事者はいずれも，合意によって管轄人民法院を選択することができることになった（改正により涉外民事訴訟の合意管轄規定は国内民事訴訟の合意管轄の内容と一致したため，旧法第242条は削除）。

※参考文献) 前掲①p37～40，前掲②p45～47，前掲③p53～58

【会社訴訟管轄】五，一条追加して第26条とし，次のように定める

第26条

会社設立，株主資格確認，利益分配，解散等の紛争のために提起された訴訟については，会社所在地の人民法院が管轄する。

会社訴訟について専属管轄規定を創設した本条が追加された。会社は企業法人として市場経済の重要な主体の一つであり，市場経済発展に伴いその活動は日々活発化している。特に，2005年会社法の改正以降，会社に法主体として広範な訴権が付与されたことで会社関連紛争も日々増加している。以前は，会社の設立，株主資格の確認，利益の分配，解散等の紛争によって提起される訴訟については通常，一般の地域管轄が適用され，被告住所地の人民法院が管轄していた。しかし，司法実務において，人民法院は会社訴訟事件を処理する際に，通常，会社の登録・登記資料及びその他の紛争に関連する保存書類・資料，会社の財務会計資料，会社の会議決議等を取り寄せる必要があり，一部事件ではさらに会社の株主会，董事会の決議・意見等を待つ場合もある。会社が原告であり，被告が他の土地にいる場合，事件は被告住所地の人民法院が管轄するため，当該人民法院は事件審理にあたり，会社所在地から関係資料取寄等をする必要があり不便である。そこで，訴訟の便宜を図り，訴訟効率を高めるため，会社設立，株主資格確認，利益分配，解散等の紛争事件を，会社住所地の人民法院において管轄する必要がある。※参考文献) 前掲①p29～32，前掲②p35～38，前掲③p42～47

【応訴管轄】六，第38条を第127条に変更し，一項を追加して第2項とする。

第127条2項

当事者が管轄異議を提出せずに応訴答弁をしてい

る場合には、訴訟を受けた人民法院に管轄権を有するものとみなす。但し、級別管轄と専属管轄の規定に違反する場合を除く。

本条第1項の内容は旧法第38条の管轄権の異議に関する規定であり、第2項の内容は旧法第243条の応訴管轄に関する規定である。旧法では管轄に関する異議につき、管轄移送と指定管轄の節(第2章「管轄」第3節)に置かれていたが、訴訟構造全体から見ると、管轄に関する異議申立ては一般に被告の答弁書提出段階で行われ、かつ主に当事者の異議事項に対する審査に関わるものなので、人民法院間の管轄権の割当ての問題ではない。したがって、第12章「一审普通手続」の第2節「審理前の準備」に置くのが適切であり、また、応訴管轄に関する内容は、涉外民事事件の審理手続のみに適用されるわけではなく、基本的制度の一つとして一审普通手続の中に規定すべきことが本改正の理由である。

※参考文献) 前掲①p209～210, 前掲②p212～213, 前掲③p309～312

【管轄権転移】七、第39条を第38条に変更し、第1項を次のように改める。

第38条1項

上級人民法院は下級人民法院管轄の第一審民事事件を審理する権限を有する。その法院管轄の第一審民事事件を下級人民法院で審理させる明確な必要性がある場合には、その上級人民法院の承認を得なければならない。

本条は管轄権転移に関する規定である。管轄権を有する人民法院が様々な原因によって管轄権を行使できない又は行使すべきではないという問題を解決するため、本条は管轄権転移制度を定めた。この点、旧法39条1項は「上級人民法院は、下級人民法院管轄の第一審民事事件を審理する権利を有するとともに、自身の管轄する第一審民事事件を下級人民法院

に委ねて審理させることもできる」と規定するが、草案第2次審議稿では上級法院が管轄する第一審民事事件を下級法院に引き継がせる規定の削除を提案していた。確かに旧法は、法院の審級管轄の条件について明確な規定を設けており、当事者の訴訟上の権利保障のためには、原則として上級法院が自身の管轄する民事事件を下級法院に委ねて審理させることは好ましくないが、他方で民事事件は事情が複雑であり、例えば破産手続から派生した訴訟事件等は、下級法院に委ねて審理させた方が当事者の訴訟遂行に有利であり、法院審理においても司法資源の有効利用になる(第3回審議結果報告書一項)。そこで新法38条は、管轄権転移の要件を①適用状況について、管轄権を下級に転移する場合の前提を「確かに必要である場合」に制限し、②手続要件として「その上級人民法院に報告し、承認を受けなければならない」を追加した。

※参考文献) 前掲①p47～48, 前掲②p52～53, 前掲③p68～70

第3 回避

【裁判人員の回避】八、第45条を第44条に変更し、次のように改める。

第44条

裁判人員が以下の状況の一つに該当する場合、自ら回避しなければならず、当事者は口頭又は書面によって該当事者の回避を申請する権利を有する。

(一) 当該事件の当事者であり、又は当事者若しくは訴訟代理人の近親者であるとき。

(二) 当該事件と利害関係を有する者であるとき。

(三) 当該事件の当事者、訴訟代理人とその他の関係があり、事件の公正な審理に影響を及ぼすおそれがあるとき。

裁判人員が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受け、又は規定に違反して当事者、訴訟代理人と面

会した場合、当事者は該当者の回避を請求する権利を有する。

法官に前項規定の行為がある場合、法に基づいて法的責任を追及しなければならない。

前三項の規定は書記官、通訳・翻訳人員、鑑定人及び検証人に適用する。

本条は回避の状況に関する規定である。「回避」とは、事件を担当する法官及びその他の人員（書記、通訳・翻訳者、鑑定人、現場検証担当者）が本案と利害関係を有するか、又はその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼす可能性がある場合、一定の手続を経て、本案に対する審理から退くことを指し、法官の自発的な回避と当事者による回避申立てが含まれる。回避は人民法院による事件の審理をめぐる基本制度であり、当事者の重要な手続権の一つでもある。回避制度を規定する目的は①審理が公正さに欠ける恐れがあるという疑いを避けることで、事件の円滑な進行を可能にし、②法官又は関係者が権力を利用して虚偽を弄し、私情にとらわれて不合理なことを行い、不公正な裁判を下すことを防止すること、である。

本改正では、①法官は自ら進んで回避しなければならないことを明記し、②法官と特殊な関係にある「訴訟代理人」の回避を追加し、③第2項で法官が禁止されかつ回避すべき行為を規定し、④法官に禁止行為があった場合は法的責任を追及しなければならないことを明確に規定した。

※参考文献 ①p51～55, ②p60～63, ③p76～80

第4 訴訟参加人

【公益訴訟】九、一条追加して第55条とし、次のように定める。

第55条

環境汚染、多数の消費者の合法權益の侵害等の社会公共利益を害する行為に対しては、法律が規定す

る機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。

本条は民事公益訴訟に関する規定であり、新たに追加された重要な制度である。近年、中国では渤海石油流出事故等の環境汚染や粉ミルクへのメラミン混入・下水油問題等の食品安全事故が相次いで発生しており、一部の全国人民代表大会代表や関係分野から幾度も民訴法に公益訴訟制度を追加する提案がなされてきた。立法過程においても繰返し検討が行われ、各方面は概ね公益訴訟制度新設に賛成であり、中国で適度に公益訴訟を發展させていくことは社会發展にも貢献するとの認識だったが、同時に、公益訴訟の秩序ある發展を保障すべしとの意見も出された。そこで本条は、民事訴訟当事者の特則規定として公益訴訟制度の基本条文を規定し、公益訴訟の個別具体的内容は別途各分野の法律（具体的には環境保護法、消費者權益保護法）で規定するものとされた（第3回審議結果報告書一項）。

中国における公益訴訟制度創設の意義としては、①公共利益の保護、經濟・社会の發展促進、②憲法、物權法等の実体法規定の実施徹底、③科学的發展觀の要件の実施徹底、社会管理の革新、社会進歩の促進、④行政監督管理の限界の埋め合わせ、があげられる。

もともと、そもそも公益訴訟とは何か、その概念自体についての議論が依然として存在する。すなわち、公共利益侵害と直接の利害関係ある原告が提起した訴訟も公益訴訟に含まれるとして公益訴訟概念を広義に捉えるか、そのような原告が提起する訴訟は普通民事訴訟であるから公益訴訟には含まれず、自己と直接の利害関係がない民事主体が公共利益を擁護するために提起する訴訟だけが公益訴訟であると狭義に捉えるかの対立であるが、これが後述の訴訟主体論や訴訟費用負担その他論点に影響している。普通民事訴訟と対比において公益訴訟には以下の

特徴がある。①公益訴訟の主たる目的は、公共利益を擁護するためであるが、普通民事訴訟は民事主体間の紛争を解決するためであり、直接の目的は個体の利益を擁護する点にある。②公益訴訟は公共利益を擁護するものであるところ、公共利益は私益の集合体であり、私益とは関連するものの私益と同列ではなく、時として抽象性、マクロ性等の特徴がある。普通民事訴訟で保護されるものは主に個体の利益で、具体性、ミクロ性等の特徴を有し、範囲も比較的明確である。③公益訴訟の原告については、紛争と法律上の直接の利害関係が必須とはされてないが、普通民事訴訟においては、原告は事件と必ず法律上直接の利害関係が必要であり、これを欠く場合に法院は立件しないか、訴えを却下する。④公益訴訟紛争にかかわる損害は、一般に広範性、深刻性、長期性がある。すなわち、一部の損害は目に見えないものである可能性があり、現実には現れず、数年ひいては数十年後にゆっくりと現れるおそれがある上、これら損害は一旦生じると回復困難であり、人類は高い代価を払うことになる。他方で普通民事訴訟は主に普通の個人間の利益にかかわるもので損害の範囲も一般的に定義しやすい。

公益訴訟の提訴主体を、第一次草案が「関係機関、社会团体」としていたことにつき、全人代常務委員会や学会、法曹実務家からは、これまでの環境公益訴訟における実務上の成果を反映すべしと指摘されていたが、第2次審議ではこれを「法が定める機関、関係社会团体」に改め、最終的には「法が定める機関、関係組織」と規定された。

その理由として、中国の現行管理体制及び濫訴リスクの低減という観点、公益訴訟制度を中国で適度に展開可能にすると同時に、これが秩序よく進められるようにするためには公益訴訟提起主体を広げ過ぎるべきでない、とされている。行政主管部門等の関係機関は公共利益の主たる擁護者及び公共事務管

理者として、訴訟主体となるのに適しており、法に基づく積極的行政を促すことができるとともに、訴訟救済の方式を利用して行政手段の不足を補うこともできる。他方、公益訴訟を提起する機関は原則として被侵害公共利益との関連性がなければならない。中国では機関が比較的多いことを考慮し、混乱を避けるため、本条は「法律に定める機関」が訴訟提起できると規定し、公益訴訟を提起する機関は、明確な法的根拠を備えている必要がある。

また、公益訴訟を提起できる「関係組織」についても、他国の例では一定の条件、例えば特別法により、設立日、設立趣旨、組織構造、経費状況等に対して制限を設けるとともに、特定機関の特別な許可を得ることが求められる。かかる制限により、既存の社会資源を利用して公共利益を効果的に保護することができるのと同時に、これら組織によるスクリーニング及び前置的活動を通じて、「濫訴」「悪意ある訴訟」を効果的に抑制することもできる。公益訴訟を提起する「組織」も原則として、提訴事項と一定の関連性がなければならない（例えば、汚染環境を汚染行為については原則として環境保護組織が、多数消費の利益を損害する場合は原則として消費者協会が提訴できる）。もっとも、「社会团体」概念については認識が分かれており、実際に中国民生部門登録のある社会团体は、社会組織の一部しか占めていない(2011年に民生部門登録の社会組織は46万件強、うち25万件が「社会团体」、「民間非企業団体」20万件、「基金会」2000件余)。そこで、どのような組織が公益訴訟の提起に適しているかについては、今後関連法を制定する際により明確に規定することができるし、実務運用においても模索できる、とされている(2012年9月1日付法制日報、改正決定後の全人大常委会法工委・王勝明副主任コメント)。

公益訴訟の適用範囲については、同制度が未だ初歩的構築段階にあることに鑑み、その範囲を広げ過

ざるべきではないとの考慮から、これまで事件が多発し、社会公共利益の損害状況が比較的深刻で公益訴訟に対する要求が比較的切迫し、理論界と実務界の認識も比較的一致している環境汚染、多数消費者被害の分野が、公益訴訟を構築する上での突破口となる。但し、経済・社会の絶え間ない発展に対応して、将来的に適用拡大の余地を残すためにも、過大な制限を設けるべきでないとも指摘されている。そこで本条では例示として環境汚染、多数消費者の合法的權益侵害をあげながら、「等の社会公共利益侵害行為」を公益訴訟の適用対象と定めている。⁵このように規定することで、環境、消費者の權益に対する保護を際立たせることができるとともに、時機を判断して情勢を推し量り、実務状況の発展に基づき、公益訴訟の適用範囲を徐々に拡大する上でも有利に働くとの考えによるものである

公益訴訟の具体的手続、公益性を強調した訴訟費用負担の特例、職権証拠調べ・職権探知主義の採用、処分権主義・調解規定の制限・排除、判決効の範囲、判決の執行等の問題について、依然としていくつかの議論が存在する（2012年4月の民訴法改正草案第2回審議・2012年6月5日付法制日報）。これらの問題は公益訴訟の具体的操作に関わるが、公益訴訟が中国においては依然としてスタート段階にあり、一部制度の構築について、さらに実務経験の探求・検証を行う必要があることを考慮し、現時点では公益訴訟の適用範囲と主体の明確化に重点を置くこととし、一定期間実務を経た後さらに経験を総括し、整備を図る方針によるものである。

※参考文献 ①p68～78, ②p81～83, ③p100～115

⁵ 2011年11月14日号財経120頁以下「公益訴訟審理は慎重に」。全人代常務委員会法制工作委员会扈纪华氏は「この『等』はさらに意味を待つものであり、さらなる法律上の発展可能性がある。ここに社会公共利益とは広い意味で解釈すべきであり国家的利益も含まれる」と説明する。2012年4月の民訴法改正草案第2回審議においては、文化遺産保護目的での公益訴訟創設も建議されている。2012年6月5日付法制日報。

【第三者取消の訴え】十、第56条に一項を追加して第3項とし、次のように定める。

第56条3項

前二項規定の第三者が本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったが、法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあつてその民事權益が侵害されることを証明する証拠がある場合、その民事權益侵害を受けたことを知り又は知ることができた日から6ヵ月以内に、その判決、裁定、調解書を下した人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院の審理を経て、訴訟請求が成り立つ場合、原判決、原裁定、原調解書の変更又は取消を行わなければならない。訴訟請求が成り立たない場合、訴訟請求は却下される。

本条第3項は第三者による取消の訴えに関する規定であり、本改正で新たに追加された重要な制度である。第三者による取消の訴えとは、訴訟に参加していない第三者が、法的効力が生じている判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあり、その者の民事權益を損なうことを証明する証拠を有している場合、当該判決、裁定、調解書を示した人民法院に訴訟を提起し、原判決、裁定、調解書の変更又は取消を求める制度である。

中国民事訴訟実務において、当事者が悪意（虚偽）訴訟等の手段により、他者の合法的權益が侵害される状況が多数発生している。特に、人民法院が調解活動を強化してからは、一部当事者が調解を悪用して訴訟詐欺を働くようになり、第三者の合法的權益が損なわれる現象が際立っており、侵害された第三者の利益を如何に保護するかは、本改正における重要課題とされた。この点、旧法では第三者の權益保護は主に訴訟における第三者の訴訟参加（56条）と執行段階での執行異議制度（227条）に依拠していた。第三者の訴訟参加は、また独立請求権を持つ第三者と独立請求権を持たない第三者の訴訟参加に分

かれ、本条第1項、2項は旧法の第三者の訴訟参加に関する規定を維持している。第三者の訴訟参加制度により、本訴の係属中に第三者が訴訟参加し、その者の権益保護の問題に対応できるが、当該制度の適用は、第三者が本訴進行中に当該訴訟の存在を知りかつ当該訴訟に参加できることが前提であり、訴訟に参加することができずに損害を被った場合にはその者の正当な手続要求を満たすことができない（当事者の共謀や虚偽自白等によって第三者の合法的権益が侵害される場合、第三者は訴訟等の存在を知りようがなく、人民法院も通知等をすることができない）。執行手続においては、第三者の利益が損なわれる可能性があるため民事訴訟法は執行異議制度を規定しているが（227条）、悪意訴訟の判決内容を共謀当事者が任意履行して執行手続に入らない場合、第三者は同制度により保護されない。このように、上記二つの制度は依然として第三者の利益保護の点で不足している。また、既に効力を発生した判決等が存在する場合は、それにより権益を侵害される第三者が新たに別訴を提起しても、法院がこれを受理しないことが少なくない。よって、この問題を解決するため、訴訟に参加しておらず、かつ事件が執行手続に入っていない第三者に対しても、救済を与えるべきであるとされ、第三者による取消の訴えが新設された。⁶

既に効力を生じている判決、裁定、調解書の法的

⁶第3回審議結果報告書二項。手続保障を受けられなかったが判決の既判力拡張による拘束を受ける可能性のある第三者の救済手続としての「第三者による取消の訴え」（ないし詐害再審）は、フランスや台湾の民事訴訟法にも類似制度も見られるが（なお我国の行政事件訴訟法34条1項、会社法853条1項、特許法172条1項対照）、新法56条3項は、判決の効力論はひとまずおいて、中国で横行している第三者の利益を害する悪意（虚偽）訴訟・調解への抑制という中国社会特有の現実的な需要によるところが大きいものである。今後は、訴訟・保全・調解合意の司法確認等の手続を違法に用いた侵害行為をいかに効果的に抑制できるかが新規定の解釈・適用に関する重要課題であると指摘されている（2012年9月26日付人民法院報、清華大学・王亜新教授「第三者による取消の訴えの解釈・適用」）。

安定性・取引安全及び社会秩序の安定の要請と第三者保護の要請との合理的調和の観点から、第三者による取消の訴え提起の要件は、①自己の責に帰すことができない事由により訴訟に参加しなかったこと、②法的効力が生じている判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあり、その者の民事権益を侵害されたことを証明する証拠を有していること、③その者の民事権益が侵害されたことを知り又は知ることができた日から6ヵ月以内の当該訴訟提起、とされている。

人民法院は、審理の結果、訴訟請求が成立する場合は、原判決、裁定、調解書を取り消・変更しなければならないし、訴訟請求が成立しない場合には、請求を却下する。法院が第三者による取消の訴えの事件を審理する際、まず第三者が提起した取消理由に対する審理を行い、取消理由が成立する場合、人民法院は一審判決等の第三者に不利な部分を取り消・変更するとともに、第三者と原裁判当事者との間、原裁判当事者間の実体的権利義務関係について、改めて審理を行い、判決を下さなければならない。

※参考文献 ①p79～84、②p83～88、③p116～123

【委託代理人】十一、第58条第2項を以下のように改める。

第58条2項

以下の者は訴訟代理人として委任されることができる。

- (一) 弁護士、基層法律サービス従事者
- (二) 当事者の近親者又は従業員
- (三) 当事者所在の社区、単位及び関係ある社会团体推薦の公民

本条は委託訴訟代理人に関する規定である。委託訴訟代理人とは、当事者、法定代理人の委託を受けて、代わりに訴訟行為を行う者を指す。この点、旧法58条は、弁護士、当事者の近親者、関連する社会

団体又は所属先が推薦する者、人民法院の許可を得たその他の公民のいずれも委託訴訟代理人になれることを認めていた。実務において、当事者の近親者、社会团体・所属先が推薦する者が代行する事件は、全体的に比率は高くなく、かつ問題も存在しない。また人民法院の許可を得たその他の公民による代行は、改革開放初期における中国の深刻な弁護士不足という特定の歴史的条件下において設けられた特殊な制度であった。他方、近年の司法実務を見てみると、一部の個人が訴訟代理人名義で長期にわたって訴訟を一手に引き受けたり、訴訟を濫用したりするケースが見られることから、委託訴訟代理人の範囲を適度に制限すべきであるとの意見も出された（第2回審議報告書四項）。そこで委託訴訟代理人制度は、当事者の法的保護ニーズを満たすだけでなく、訴訟秩序擁護にも役立つという認識から委託訴訟代理人の範囲について整備し、旧規定の「人民法院の許可を得たその他の公民」は削除した。

※参考文献 ①p86～88, ②p83～88, ③p126～130

第5 証拠

【証拠の種類】十二、第63条を次のように改める。

第63条

証拠には以下のものが含まれる。

- (一) 当事者の陳述
- (二) 証拠書類
- (三) 物証
- (四) 視聴資料
- (五) 電子データ
- (六) 証人の証言
- (七) 鑑定意見
- (八) 検証記録

証拠は必ず調査により事実属すると認められたものに限り、事実認定の根拠とすることができる。

・これに対応して第124条、第171条の中の「鑑定

結論」は「鑑定意見」に改正する。

この点、旧法第63条1項は「証拠には以下の数種がある。(一) 証拠書類 (二) 物証 (三) 視聴資料。

(四) 証人の証言。(五) 当事者の陳述。(六) 鑑定結論。(七) 検証記録」と規定する。しかしこの規定では、証拠の種類はこれら7種類のみであり、その他の資料はいずれも証拠に属さないという誤解が生じやすい。そこで、本改正では、旧法第63条1項中の「証拠には以下の数種がある」を「証拠には～が含まれる」と改めて、この誤解を解いた。

同時に、情報技術の急速な発展に伴い、コンピュータ等の各種電子設備が社会生活の中で広く利用され、ますます多くの証拠が電子データ形式で示されているが（例えば、電子メール、チャット記録、電子署名、ネットワークアクセス記録等）、これらの証拠は新たな証拠の種類か、それとも既存7種の証拠種類の中に含むことができるのか（3号の視聴資料対照）につき論争が存在し、民事訴訟法の中で明確にする必要があった。

また、2005年2月の「全国人民代表大会常務委員会の司法鑑定の管理問題に関する決定」及び2012年3月の「全国人民代表大会の〈中華人民共和国刑事訴訟法〉の改正に関する決定」においても「鑑定結論」が「鑑定意見」に既に改められていた（これは鑑定意見が鑑定人個人の意見であり、事件全体からすれば多くの証拠中の一つにすぎないから、法官は「結論」を受動的に最終的判断の根拠とすることなく、事件の全証拠を結び付けた総合的な審査・判断によって正確に事実認定し、正確な判決を下さなければならないことを含意する）。そこで本改正では「電子データ」を独立した証拠タイプとして扱うこととし（5号）、「鑑定結論」は「鑑定意見」に改められた（7号）。

※参考文献 ①p92～100, ②p97～100, ③p136～148

【証拠提出の責任】十三、二条を追加して第 65 条、第 66 条とする。

第 65 条

当事者は自らが提出する主張については適時に証拠を提供しなければならない。

人民法院は当事者の主張と案件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期限を確定する。当事者はその期限までに証拠提出が確実に困難な場合、人民法院に期限の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づき相応に延長する。当事者が期限までに証拠を提供しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否し、又は理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、又はその証拠を採用した上で訓戒、過料を科すことができる。

本条は当事者の適時の（時宜にかなった、速やかな）証拠提供義務に関する規定であり、本改正で新たに追加されたものである。⁷当事者の適時の証拠提供義務とは、民事訴訟において当事者は訴訟の進行状況に基づき合理的かつ適切な期間内に自己の主張について、証拠を提供しなければならないことを指し、当事者がこの義務に違反した場合、それぞれ異なる状況に基づき、一定の法的結果を引き受けなければならない。

当事者の適時の証拠提供義務を明確に規定することには、第 1 に公正な手続の実現に役立つこと、第 2 に訴訟効率向上に役立つこと、第 3 に、民事訴訟法の証拠制度の整備という点で重要な意義がある。当事者間の紛争を迅速に解決し訴訟効率を高めるた

⁷ 第 3 回審議結果報告書三項。原文では「及時」であり、即時に、直ちに、速やかに、と解釈できるが、新法は訴訟状況に応じた段階的措置が規定されていることから、訴訟状況に応じた適時の、時宜にかなった証拠提出を求める趣旨である。第一次草案では、人民法院が状況に応じて不提出者に対し訴訟遅延によって生じた損害の賠償を命じることができる旨も含まれていたが、最終的には採用されなかった。

め、当事者は訴訟において適時に証拠を提出しなければならないが、一部当事者が訴訟中に手続を遅延させるために適時に証拠提出を行わない現状を受け、当事者に積極的な証拠提出を段階的に促す規定が定められた。

まず本条第 2 項 1 文により、人民法院は当事者主張と事件の審理状況に基づき、挙証期限を確定しなければならない。民事事件の状況は複雑であり、挙証期限の確定という問題において、人民法院に一定の自由裁量権を付与することは実務の要求によるものである。但し、人民法院の裁量権も無制限ではなく、当事者主張と事件の審理状況に基づいて確定しなければならない（人民法院が確定するのは一般に個々の具体的証拠の挙証期限であり、事件全体の全証拠について挙証期限を漠然と確定するものではない）。

この点、中国は国土が広くて人口も多く、経済発展もバランスに欠けて実情が複雑であり、民事訴訟の現場においても、人民法院に対する証拠提供の重要性の認識が乏しい当事者も少なくない。そこで当事者に適時の証拠提供義務を正確に履行させるため、人民法院は当事者の挙証に対する指導義務を負う。また人民法院による民事事件の審理過程における当事者の挙証期限の確定は一回限りのものではなく、複雑な事件については、訴訟の進行状況に基づき、それぞれ異なる段階で、当事者が提供すべき証拠と当該証拠提供期限をそれぞれ確定すべきである。

当該期限内における証拠提供が確かに困難な場合、当事者は人民法院に期限延長を申請する権利を有し、人民法院は当事者申請に基づいて適度に延長することができる（本条 2 項 2 文）。

中国の実際の状況から見た場合、司法実務において弁護士による訴訟代理は十分に普及しておらず、自己の手続上の利益に対する認識があいまいな当事者もおり、当事者の証拠調査・収集制度、証人の偽

証制裁制度、法官の積明義務制度等を含む一部関連制度も不完全で、期限を過ぎて証拠を提供した当事者に対して、厳しい制裁を加え得る条件は未だ備わっていない。同時に民事事件は種類が多くその複雑さも一様でなく、重要性が異なる証拠が多数存在すること、当事者の知識・能力により証拠不提出に関する過失の程度が異なること等から、証拠不提出により負うべき法的結果を区別すべきであり、画一的に規定するのは適切でない。そこで本条第2項3文は、当事者が期限後に証拠提出した場合の法的効果をそれぞれの異なる状況に応じた段階的処理を規定している。

まず、人民法院は期限後に証拠提出した理由を説明するよう当事者に命じなければならない。当事者はその理由を説明しなければならない。人民法院は審査によって事実であることを確認した後、当事者主張の理由が成立する場合は、当該証拠を採用しなければならない。当事者が理由説明を拒否した場合、又は審査の結果、当事者主張の理由が成立しないと法院が認めた場合、それぞれ異なる状況に基づいて処理しなければならない。当該証拠を採用しなくてよいし、又は当該証拠を採用するが当事者に対して訓戒、過料処分を与えることもできる。これらのそれぞれ異なる状況には、当該証拠の当該事件における役割、当事者の悪意の程度、期限後に証拠提出したことによる損失等が含まれる。人民法院は事件の全体状況を十分考慮した後、合理的決定を下さなければならない。

※参考文献 ①p102～105, ②p101～104, ③p150～156

【証拠の受領】

第66条

人民法院は当事者提出の証拠資料を受け取った後、受領書を発行し、そこには証拠名、ページ数、

部数、原本又は写し、及び受領日時を明記し、その取扱者が署名又は押印しなければならない。

本条は証拠受領書に関する規定である。司法実務において、人民法院が、当事者が提出した証拠資料を受け取った後、一部の証拠資料を紛失し、さらに変更・差替えられるといった状況が現れて多くの紛争が生じており、このままでは訴訟活動に影響を及ぼし、当事者の合法的權益も損なうおそれがある。そこで本改正では、人民法院が当事者提出の証拠資料を受領する際の手続の規範化が図られた。

※参考文献 ①p105～106, ②p104～105, ③p156

【公証証明】十四、第67条を第69条に変更し、次のように改める。

第69条

法定の手続を経て公証証明された法律事実、文書については、人民法院は事実を認定する証拠として認めなければならない。但し、公証証明を覆すのに足りる反証がある場合を除く。

本条は公証証明の証拠としての効力に関する規定である。公証証明は、公証機関が当事者の申請に基づき、法定手続によって、文書に対して示す、その真実性・合法性の確認の証明である。公証機関は申請事項に対して審査を行い、公証証明は公証機関が法定手続を経て作成、発行するものであることから、公証機関が示す証明は一般にいずれも真実性と信頼性を有し、それらは人民法院が事実関係を明らかにし、紛争を効果的に予防、解決するのに役立つものである。本改正では、旧法67条における「法定手続の公証証明を経た法律行為、法律事実及び文書」を「法定手続の公証証明を経た法律事実及び文書」に改めたが、これは「法律事実」という概念には既に「法律行為」が含まれるためである（よって原規定中の「法律行為」を削除）。

※参考文献 ①p107～108, ②p106～107, ③p159～

【証人出廷・証言】十五、第70条を第72条、第73条、第74条の三条に変更し、次のとおり定める。

第72条

事件の状況を知る単位及び個人は、いずれも出廷して証言する義務がある。関係の単位の責任者は証人の証言を支持しなければならない。

意思を正確に表示することができない者は、証言することができない。

本条は証人の証言義務と証人の資格に関する規定である。本改正で、旧法第70条が修正され、一部の内容が追加されるとともに、3つの条文に改められたが、本条の具体的内容に実質的変更はない。

本条1項に基づき、事件の状況を知る組織及び個人はいずれも法廷で証言する義務を負う。人民法院は事件を審理し、事実を明らかにするにあたり、必ず事件の内容を知る各方面の証人に依拠しなければならず、証人にとって、法廷で証言することは、法律上の義務である。よって、事件の状況を知る者はいずれも人民法院の審理業務に積極的に協力し、法廷で自らが見たり聞いたりした事実又は間接的に把握している状況を陳述しなければならない。関係組織の責任者は証人による証言を支持しなければならない。すなわち、国家機関、社会团体、事業所・企業の責任者は、その組織に所属する者が証言する際、支持を与えるとともに便宜を提供し、証人がこの義務を確実に履行することができるよう保障しなければならない。

本条第2項によると、正確に意思を表示できない者は、証言することはできない。この規定に基づき、精神病患者、認知症患者、年端がいかず無知である者又はその他の正確に意思を表現できない者は、証人になることはできない。なお本改正で旧法規定における「意志」が「意思」に改められている。

【証人出廷・証言】

第73条

人民法院の通知を受ければ、証人は出廷して証言しなければならない。下記各号のいずれかに該当する場合には、人民法院の許可を得て、書面による証言、視聴覚情報伝達技術又は視聴覚資料等の方法により証言することができる。

(一) 健康上の理由により出廷できない場合。

(二) 遠隔地にあって交通が不便なため出廷できない場合。

(三) 自然災害等の不可抗力により出廷できない場合。

(四) その他正当な理由により出廷できない場合。

本条は証人の出廷・証言に関する規定である。本条は、旧法第70条の一部内容に対する改正であるとともに単独の条項とされたものである。証人の出廷・証言は、各当事者の尋問による法廷における平等な対抗の権利を保障するものであり、事実の発見、訴訟効率の向上、紛争の公正な解決の促進にも有利に働く。大陸法系、英米法系にかかわらず、証人は出廷を原則的に求められ、証人の出廷義務が普遍的に規定されている。ただ、現在の中国司法実務においては証人の出廷証言率が低いという状況が普遍的にみられることから、相応の法的責任を規定すべしとの意見や、証人が出廷・証言を行わない場合の状況は複雑であるからこれを強制するのは好ましくないが、証人の出廷・証言を促すために民事訴訟法の関連規定をより細分化すべしとの意見も出された。そこで各方面の意見を総合した結果として、証人の出廷・証言を促すための規定が設けられた。

本改正では、特に証人の出廷義務に関する規定が整備され、3つの内容が含まれる。

第1に証人は出廷・証言する義務を負うこと、第2

に本条各号所定の状況にある場合、証人は出廷して証言しなくてもよいこと[なお(二)号は、道のりが遠くかつ交通が不便で、証人が出廷して証言することが合理性に欠けるか、実行不可能な状況においてのみ、証人は法廷で証言しなくともよい]、第3に本条各号の例外状況が生じた場合は必ずその他の方法により証人の証言を調べなければならないことである。この点旧法第70条は、証人が書面による証言を提出して証明するにだけ規定していたが、本改正では、司法実務の状況に基づき、視聴覚情報伝達技術又は視聴覚資料等によって証言する方式も追加された。

※参考文献) ①p110~112, ②p110~111, ③p163~165

【証人出廷・証言】

第74条

証人が出廷・証言義務を履行するために支出した交通費、宿泊費、食費等必要な経費、及び休業補償は、敗訴当事者が負担しなければならない。当事者が証人を申請した場合には、当該当事者が先に立替え払いをし、当事者の申請ではなく人民法院の通知を受けて証人が証言する場合には、人民法院が先に立替え払いする。

本条は証人の出廷費用の負担に関する規定である。この点、第72条では、事件の状況を知る組織及び個人はいずれも出廷・証言する義務を有すると規定しているが、証人は出廷・証言の過程において、必然的に精力、財力、時間を費やし、正常な生活及び仕事に影響が及び、その者の経済的利益が損なわれることになる。出廷・証言という法定義務を履行することによって、証人自身の経済的利益が損なわれるとすれば、権利と義務の対応という原則と公平の原則に反することになる。同時に、中国においては、証人による証言という意識がもともと希薄であるた

め、証人の出廷・証言費用の補償メカニズムを確立せず、証人に「出廷・証言によって生じる経済的損失を補償しないとすれば、証人はより一層出廷・証言したからなくなる。世界的に見ても、証人による出廷・証言に経済的な補償を与えることは、各国の民事訴訟又は証拠関連立法における普遍的方法でもある。したがって、証人は当然、出廷・証言義務を履行するために支出する必要費用、出廷・証言によって影響を受ける正常な収入について、経済的に必要な補償を獲得し得る権利を有すべきである。旧法は証人の出廷費用の問題について規定していなかったが、本改正では、この問題に焦点を合わせて、特に本条が追加された。

本条では、証人の出廷費用の範囲につき、証人が出廷証言義務を履行するために支出する交通、宿泊、食事等の必要な費用及び仕事に支障が生じたことによる損失の2つの部分が含まれる。証人が証言するために支出する交通、宿泊、食事等の必要な費用については、人民法院が一般公民の交通・宿泊・飲食を基礎として出張旅費基準を確定し、証人の住所地の遠近、交通状況、生活水準に基づいて決定する。証人の仕事に支障が生じたことによる損失も含まれるか否かについては争いがある。中国の国情からすれば、本法は証人の所属先は公民の出廷・証言を支持しなければならないとは規定しているものの、現行の市場経済体制下において、証人の出廷・証言によって所属先、特に所属企業に利益の損失がもたらされる場合、これら損失をすべて当該証人の所属先に転嫁することはできず、証人自身に負担させることもできない。よって、この部分の損失については、証人の出廷費用の範囲内に含めることが比較的適切である。

また証人出廷費用の負担主体について、証人の出廷・証言に対する積極性を引き出すため、証人が証言を完了した際には出廷費用を支払うべきであるが、

証人の出廷・証言からどちらの当事者が敗訴するかが確定するまでには一定の時間がかかるため、本条では証人の出廷・証言費用の立て替えに関する規定をおいた。

※参考文献) ①p112～113, ②p111～113, ③p165～167

【鑑定】十六、第72条を次のように第76条、第77条、第78条の三条とする。

第76条

当事者は、事実調べにおける専門的問題について、人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、当事者双方が協議のうえ資格を有する鑑定人を確定する。協議が不成立の場合には、人民法院が指定する。

当事者が鑑定を申請していない場合であっても人民法院が専門的問題について鑑定が必要と認めた場合には、資格を有する鑑定人に鑑定を委託しなければならない。

本条は鑑定手続実施と鑑定人確定に関する規定である。社会の発展に伴い、民事紛争はますます複雑化し、専門知識にかかわる事件もますます増えており、裁判実務において、専門的問題に対する鑑定が普遍的現象になっている。民事訴訟において、鑑定意見は、往々にしてその他の証拠方式に代えることができない役割を有し、その他の証拠の真实性、信頼性を裏付ける上でも不可欠である。一部事件では、鑑定意見を正確に用いることで、事実の主な内容を直接認定し又は否定することもでき、一部の難解な事件においてはいっそう重要性が増してくる。もっとも、旧法の鑑定関連規定は原則的なものにとどまるので、本改正では、司法実務の経験を踏まえ、鑑定手続に関連するいくつかの重要問題について規定を追加した。

まず当事者による鑑定申立てに関する内容を追加

規定し、鑑定申立ては当事者の訴訟上の権利の一つとされた(本条1項)。すなわち、双方当事者が鑑定申立てにいずれも同意する場合、又は一方当事者が申立てを行い他方当事者が同意する場合、人民法院は鑑定手続を実施しなければならない。また一方当事者のみが鑑定を申し立て、その鑑定内容が事実を解明する上での専門的問題である場合、他方当事者が同意しなくとも、人民法院は一般に鑑定手続を実施しなければならない。

他方、当事者は鑑定申立てを行わないが、人民法院が審理事件を審理する上で専門的問題に対して鑑定を行う必要があると認めた場合(例えばその専門的問題が国家利益、社会公共利益又は他者の合法的權益を損なう事実にかかわる可能性がある場合)は、鑑定を行う必要があり、人民法院は資格を有する鑑定人に鑑定を委託しなければならない(本条第2項)。

鑑定人の確定に関して、本条1項は協議と指定の2方式を定める。本条に基づき当事者が鑑定申立てを行った場合、双方当事者協議の上、資格を有する鑑定人を確定し、協議不成立の場合には人民法院が指定する。当事者による鑑定申立ての場合に人民法院が鑑定人を直接指定すると、人民法院は当事者の意見にまったく耳を傾けずにある鑑定人を指定する状況が生じやすい。しかし、鑑定人制度が依然として完全ではなく、鑑定基準も統一的でない現状では、人民法院が鑑定人を直接指定すると、当事者に鑑定人を信頼し難い感情が生じやすく、再鑑定等の問題を招く。したがって、当事者の手続権を公正に保障するため、双方当事者が協議の上、鑑定人を確定しなければならない。これは、当事者の意思と手続権に対する尊重を体現しており、当事者の人民法院及び鑑定人の中立性に対する疑いを避けて鑑定意見を当事者が納得できるようになり、人民法院が適切・迅速に当事者が納得する形で紛争を解決する上で有利に働く。したがって、双方当事者の協議が成立し

ない場合のみ人民法院が鑑定人を指定でき、人民法院が自発的に職権に従って鑑定を実施する場合（本条2項）も人民法院が直接鑑定人を指定できる。

※参考文献 ①p114～116, ②p113～115, ③p168～171

第77条

鑑定人は鑑定をするのに必要な全ての事件資料を調査する権限を有し、必要な場合は当事者、証人を尋問することができる。

鑑定人は書面による鑑定意見を提出し、鑑定書に署名又は押印しなければならない。

本規定は旧法第72条の中から分けられた条文であり、具体的な内容に実質的な変化はなく、主に鑑定人の権利と義務に関する規定である。

※参考文献 ①p116～117, ②p113～116, ③p172～173

第78条

当事者が鑑定意見に対して異議を提出し、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠としてはならない。鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる。

本条は鑑定人の出廷・証言に関する規定である。この点、第63条第2項が「証拠は調査の上、事実であることが証明されて初めて、事実認定の根拠とすることができる」とし、第68条は「証拠については、法廷で提示するとともに、当事者が相互に尋問を行わなければならない……」と規定するが、鑑定意見は民事訴訟における事実の調査・解明にかかわる専門的問題について鑑別を行って判断・形成される意見であり、事件の性質を決める上で直接的影響力を

有するので、当事者の正当な手続権保障のため尋問を行う必要がある。鑑定人が出廷・証言し、当事者から質問を受け、鑑定に関して異議が存在する問題に答えるとともに、鑑定の過程、根拠等を説明することは、鑑定人の義務であり、鑑定意見の真実性、合法性及び証明力を保障するための重要な形式である。さもないと鑑定意見の証明力は生じるべくもなく、事実認定根拠としてはならない。

この点、旧法の鑑定人の出廷・証言に関する規定は原則的過ぎたので、理論面及び司法実務における操作面において多くのずれを招いた。中国の民事訴訟において鑑定人が出廷・証言する比率は高くなく、法廷では鑑定意見を読み上げるだけの法官も少なく、鑑定人に出廷するよう通知する法官も少ない。また、鑑定人が出廷通知を受け取っても何かにかこつけて出廷拒否し、法官も鑑定人に出廷・証言を促す術がない。このため、鑑定意見について、正当な手続を通じて尋問を行うことは基本的に困難であり、鑑定意見を事件の事実認定に用いるにあたっての合法性基礎に深刻な影響を及ぼす結果となり、実務における重複鑑定の発生を助長している。そこで本改正では鑑定人の出廷・証言という問題に焦点を合わせて本規定が追加された。

人民法院の通知を経て鑑定人が出廷・証言を拒否した場合の効果は、まず、該鑑定意見を事実認定の根拠としてはならない。この点、証人の証言やその他の証拠は、個々の事件に特有のものであり、訴訟上、不可代替性を持つため、証人が確かな特殊状況によって出廷・証言できない場合は書面による証言その他の方式によって、証言することができる（新法73条）。しかし鑑定意見は人民法院が委託するもので、専門家が科学的な方法と自分の専門知識に基づいて示す判断であり、交換可能性・代替性を有する。鑑定人が出廷しない場合も、人民法院はその他の鑑定人に鑑定の実施、鑑定意見の提出を別途委託

することが可能で、一般の証人と同様に、鑑定人に特殊な原因を設定して鑑定人が出廷・証言を拒否することを認めることはできない。特殊状況により鑑定人が出廷・証言することが困難な場合、速やかに鑑定人を交代するとともに、鑑定意見を再度作成しなければならず、鑑定人が出廷・証言しないことは認められない。

鑑定人による出廷・証言の拒否について、その鑑定意見を人民法院が事実認定の根拠としないとするだけでは、鑑定人が出廷・証言しないことによる不利益は当事者に帰するが、鑑定人は全く責任を負わないという不合理な結果となる。特に、鑑定費用を既に支払っている当事者は、鑑定人が出廷・証言しないことが容認されると大きな影響を受ける。そこで本条は人民法院の通知を経て鑑定人が出廷・証言を拒否した場合、鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる」と規定した。

※参考文献 ①p117～119 ②p116～118, ③p173～175

【専門家補助人】十六、一条追加して第79条とし、次のように定める。

第79条

当事者は、人民法院に対し、専門知識のある者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見又は専門的問題について意見を提出するように申請することができる。

本条は専門知識を有する者の出廷に関する規定である。生産力発展と現代科学技術の飛躍的進歩に伴い、民事事件においてもますます多くの専門的問題に遭遇している。例えば、ネットワーク、医学、バイオ、金融、知的財産権問題等は、当事者が自身の知識に頼っても訴訟上の需要には対応できない。当事者が委託する訴訟代理人や法官も法律面においては専門的知識を有するが、事件に関係する技術的問

題について熟知しているとは限らない。そこで、当事者の手続権を十分に保障し、その正当な権益を擁護し、法官の正確な事実認定の助けとするため、実務経験の総括を踏まえて、本改正では当事者は専門知識を有する者の出廷、訴訟への参加を申請することができる旨規定した（第2回審議報告書五項）。

本条の「専門知識を有する者」とは、端的に言えば「専門家」であり「訴訟補助人」「専門家補助人」とも呼ばれるが、科学、技術及びその他専門分野において、特殊な専門知識又は経験を有し、当事者の申請、人民法院の通知に基づいて出廷し、鑑定人が示した鑑定意見又は事件の事実にかかわる専門的問題について説明するか又は専門的意見を発表する者を指す。また、ここに「専門知識」とは、一般の法官及び当事者が把握していない一定の範囲の専門家のみが熟知する知識を指す。したがって、一般人が誰でも知っている一般知識（すなわち自然法則、経験の総括、生活ルール、倫理道徳・規範等を含む、相応の学識経験があればいずれも把握可能な、当事者が理解しているべき社会共通の知識又は法官に必須の知識）は排除され、現行法律規定等の法律知識も含まれない。「専門知識を有する者」については、固定の基準・認定手続はなく、民事訴訟法の中に具体的規定を定める方法もないので、人民法院が司法裁判実務の中で、事件の具体的状況に基づいて確定する。

本条に基づき、専門知識を有する者の出廷が必要な場合は、当事者が人民法院に申請し、理由を説明しなければならない。人民法院は申請を受け取った後、審査を行い、法律の規定に合致しており、理由が十分である場合は、専門知識を有する者に出廷するよう通知しなければならない。本条の規定からは、専門知識を有する者の出廷は、当事者による申請という状況下において初めて実施することができ、人民法院が職権により専門知識を有する者に出廷通知

することはできない。

専門知識を有する者の出廷目的は、①主に鑑定人が示した鑑定意見又は専門的問題に対して意見を提出させるためである。すなわち、鑑定意見に対する意見を示し、鑑定方法は実行可能なものであるか否か、鑑定手続は合法か否か、鑑定資料の選択は適切か否か等、鑑定に存在する可能性がある問題を探し、それによって、法官が鑑定意見を見分け、科学的な判断を下し、確信度を高めることができる。

また②専門的問題に対する意見の提出するためもある。民事訴訟において、ある専門知識にかかわる問題があり、その一部は鑑定によって解決不可能か鑑定によっては解決する必要のない問題ではあるが、事件審理、事実認定に一定のあるいは決定的な影響を及ぼすものもある（例えば、ある発明特許について、別の発明特許が採用した方法と類似しているか否か、建築、機械、金融、ネットワーク等の分野における専門用語につきどう理解するか等の問題）。専門知識を有する者が出廷し、これら専門的問題について説明し、自分の意見を示すことで、法官と当事者がこれらの専門的問題を適切に理解し、不適切な認識を改めるのをサポートでき、法官の知識構造の局限性と特殊な専門経験欠如によって生じる、事実認定に対する不利な影響を解決することが可能となる。

※参考文献 ①p119～121, ②p118～120, ③p175～179

第6 送達

【差置送達】十八、第79条を第86条に変更し、以下のように改める。

第86条

受送達人又はその者と同居する成人家族が訴訟文書の受領を拒絶した場合には、送達人は関係する基層組織又は所属する単位の代表者に現場に立ち会う

ように要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と年月日を明記し、送達人及び証人が署名又は押印し、訴訟文書を受送達人の住所に差し置くことができる。訴訟文書を受送達人の住所に差し置き、写真（画像）、ビデオ撮影（映像）の方法で送達の過程を記録することができ、この場合送達があったものとみなす。

本条は訴訟文書の差置送達に関する規定である。民事訴訟実務において、一部当事者が人民法院の送達文書の受領を理由なく拒否する行為がみられ、訴訟活動の正常な進行が著しく妨げられている。そこで本条は民事訴訟活動の正常な進行を保障するため、差置送達に対する規定を定める。但し、差置送達は当事者が受領署名を拒否する状況下における強制的送達であり、当事者の訴訟利益の保障という点をも考慮し、この送達について明確な適用条件を規定した。

この点、旧法では差置送達に関して、二つの厳格な適用前提を規定していた。すなわち、①受送達者またはその者と同居している成人している家族が訴訟文書の受け取りを拒否する場合、及び②関係基層組織または所属先の代表が現場で証明する場合である。本改正過程においてはこの要件は厳格に過ぎ、差置送達が一方当事者の訴訟利益に偏りすぎており、訴訟手続全体の円滑な進行を軽視していること、また、差置送達中の立会人制度は当事者に濫用されやすく、受送達者による訴訟の引き延ばしの原因になっていること、さらに立会人制度は実務においてコストが高くつき、効率が低下して実現が難しい、という問題である。

上記背景に基づき、本改正では、既存の差置送達制度を二つの面から改めた。第1に受送達者又はその者と同居している成人家族が訴訟文書の受領を拒否する場合、もとの関係末端組織又は所属先の代表の現場立会を「要請しなければならない」を「要請することができる」に改めた。第2に関係基層組織、

所属先の代表を現場に招くことができないか、又は立会人が証人となることを拒否した場合、送達者は訴訟文書を受送達者の住所と留めるとともに、写真撮影、録画等の方式を採用して送達過程を記録することで、送達が完了したものとみなすことができるとした。

※参考文献 ①p133～136, ②p131～132, ③p197～200

【簡易送達方式】一条追加して第 87 条とし、以下のよう定める。

第 87 条

受送達人の同意を経て、人民法院はファクシミリ、電子メール等の受送達人の受領が確認できる方式によって訴訟文書の送達を行うことができる。但し、判決書、裁定書、調解書は除く。

前項の方法によって送達する場合、ファクシミリ、電子メール等が受送達人の特定システムへの到達日を送達日とする。

本条はファックス、電子メール等の簡易送達方式に関する規定である。中国の民事訴訟法に定める 6 種類の従来型送達方式のうち、直接送達は最も基本的な送達方式であるが、本改正過程においては、直接送達を主とする従来型の送達制度は効率に限りがあり、コストが高くつき、事件の件数が激増し続ける民事司法の要求にますます適応しにくくなっており、ファックス、電子メール等の現代技術によって完了する簡易送達方式について、規定を定める必要があるという意見が出された。

また「海事訴訟特別手続法」第 80 条は、「受け取りの確認が可能なその他の適当な方式によって送達する」とことができると規定しており、既に送達方式の弾力的な運用に向けて、枠組みが提供されている。司法実務においては、2003 年「最高人民法院の簡易手続を適用した民事事件の審理に関する若干の規

定」で、人民法院は「ことづて、電話、ファックス、電子メール等の簡便な方式」を採用し、当事者、証人を召喚することができると明確に規定しており、2006 年「最高人民法院の涉外民事または商事司法文書の送達問題に関する若干の規定」第 10 条も「ファックス、電子メール等、受け取りの確認が可能なその他の適当な方式」による送達を明確に示していた。

ファックス、電子メールによる送達について、中国における司法実務で、既に初歩的な試みが行われるとともに、関連経験が蓄積されていることに鑑み、特にインターネットの普及により、人民法院に電子メール方式等によって文書を送達するための物質的条件が既に備わっていること、最高人民法院も法院の情報化整備についてより一層高い要求を掲げていること、通常の民事訴訟手続におけるファックス、電子メール等の簡易送達方式の採用をめぐり、かなりの実行可能性を備えていること等といった背景に鑑み、本改正では、ファックス、電子メール等の簡易送達方式に関する規定が追加された。

本条は次の 3 つの内容にかかわる。

第一に、自由意思の原則を堅持し、受送達者の同意を簡易送達の適用の前提とすること。

第二に、適用範囲には限りがあり、判決書、裁定書、調停書への適用は除外する（送達される各種法律文書のうち、判決書、裁定書、調停書は当事者の実体的利益と手続上の利益に影響を及ぼす最も重要な文書であるためである）。

第三に、簡易送達した日は、ファックス、電子メール等が受送達者の特定システムに到着した日となる。これは送達受領証の取得及び送達日の確定にかかわる問題であるが、ファックス、電子メールの送達において、人民法院は受送達者とは直接接せず、この送達は送達擬制に属する。そこで法律により送達が効力を生じる日を確定する必要がある。簡易送達方式は、法律が新技術発展に順応して打ち出され

た新たな規定であり、新たな送達方式自体も情報ネットワーク技術の発展に伴って変化していくことを考慮し、本条はそれぞれ異なる簡易送達方式について、それぞれ異なる送達日を詳細に列挙することはせず、原則的、概括的に「受送達者の特定のシステムに到達した日」を送達日とすると規定した（「特定のシステム」に関しては、「契約法」第16条第2項の電子契約では「データ電文形式を採用して契約を締結する場合で、受取人が指定する特定のシステムでデータ電文を受け取る場合、当該データ電文が当該特定のシステムに入った時間を到達時間とみなす」とされている）。到達したか否か、いつ到達したかについては、いずれも事実問題と法的証明の問題が存在する。とりわけ、電子メールの送達の拠り所となるネットワークシステムは技術面において、文書は送信したものの、受送達者のメールシステムがハッカーの攻撃に遭った、受送文書が受送達者のメールボックスシステムに到達しない等、多くの非安全性が隠れており、これにより、該送達は未完了となる。法律でファックス、電子メール等の簡易送達方式を規定することは、司法効率の向上、司法資源の負担の軽減等に対して積極的な意義を持つが、その一方で、人民法院の情報化整備に対して、より高い要求が提起されることになる。

※参考文献) ①p136～139, ②p132～134, ③p201～205

【転交送達】十九、第82条を第90条に変更し、次のように改める。

第90条

受送達人が拘禁されている場合には、その者が所在する拘禁場所を通じて転送・交付する。

受送達人が強制的教育措置を受けている場合には、その者の所在する強制教育機関を通じて転送・交付する。

・これに対応して第二三条第三項を「(三) 強制的教育措置を受けている者に対する提訴」に改正する。

この点「労働改造」という言葉は長期にわたって使用されていたが、1994年制定の監獄法は「教育改造」と規定しており、1996年の改正刑事訴訟法も「労働改造場所」、「労働改造機構」の用語は既に使用しておらず、監獄、その他の執行機関に改正されている。

また「労働教育」も長く使用されてきた制度・用語だが、2005年「中華人民共和国治安管理処罰法」ではこの「労働教育」という用語は使われておらず、その性質から「強制的な教育措置」概念を用いている。

そこで本改正では、労働改造の関連内容を削除し、労働教育を「強制的な教育措置を講じる」に改めた。

※参考文献) ①p141～142, ②p140～141, ③p209～210

第7 保全

【保全】二十、第九章の章名、第96条、第99条、第140条、第256条の中の「財産保全」を「保全」に改正する。

【訴訟保全】二十一、第92条を第100条に変更し、次のように改める。

第100条

人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により、判決の執行が難しくなる、又は当事者にその他の損害を生じさせるおそれがある事件に対しては、相手方当事者の申立てに基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一定行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立てを提出していない場合において、人民法院は必要に応じて保全措置を講じる旨を裁定することができる。

人民法院が保全措置を講じる場合には、申立人に

担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定することができる。

人民法院は申立ての受理後、緊急の状況であるものについては、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

本条は訴訟中の保全制度に関する規定である。本条の改正点は、第1に行為保全制度が追加規定されたこと、第2に裁判所による保全申立ての却下は必ず裁定の形式を採用しなければならないという点である。

この点、旧法は行為保全問題について規定を置いていなかった。しかし、知的財産権侵害等の事件では、時には当事者に対して一定の行為を禁止しあるいは当事者に一定の作為を求めることによって、権利侵害の発生を抑制し損害拡大を防止する必要がある。著作権法、特許法、商標法、海事訴訟特別手続法等には既に関連規定が設けられている。そこで、本条は財産保全を基礎としたうえで、行為保全についても関連規定を追加した。

※参考文献) ①p154～160, ②p157～162, ③p228～238

【訴前保全】二十二、第93条を第101条に変更し、次のように改める。

第101条

利害関係人は、緊急の状況により直ちに保全の申立てをしなければ、その者の適法な権利利益につき補填することが困難な損害を受けるおそれがある場合には、訴訟の提起又は仲裁の申立て前に、被保全財産の所在地、被申立人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して保全措置の採用を申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁

定する。

人民法院は申立てを受けた後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院が保全措置を講じてから30日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立てをしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。

本条は訴訟前保全制度に関する規定である。保全申立ての時間の違いに基づき、保全を訴訟中保全と訴訟前保全に分けることができる。訴訟前保全は「訴前保全」とも言い、提訴前または仲裁前に、状況が差し迫っており、直ちに保全を申し立てないと、利害関係者の合法的權益が補填不可能な損害を被る可能性が高い場合に、利害関係者の申立てに従って講じる保全措置を指す。

本改正では、4つの面で改正を行った。すなわち、①仲裁前の保全申立てに関する規定を追加し、②訴訟前保全の管轄裁判所を明確に規定し、③人民法院による保全申立ての却下は必ず裁定の形式で行うこととした。また④提訴又は仲裁申立ての期限を「15日」から「30日」に延長した。

※参考文献) ①p160～162, ②p162～164, ③p238～241

【保全範囲と措置】二十三、第94条は第102条、第103条の二条に変更し、次のように改正する。

第102条

保全は、請求する範囲、又は当該事件に係る財物に限る。

第103条

財産保全は、封印、差押え、凍結又は法律の定めるその他の方法を講ずる。人民法院は財産を保全後、直ちに財産を保全された者に通知しなければならない

い。

財産が既に封印され、又は凍結されている場合、重複して封印し、又は凍結を行ってはならない。

本改正では、旧法第94条を第102条と第103条に分けた。旧法第94条は財産保全の範囲と措置についてのみ規定していたが、本改正で本章に行為保全制度を追加規定したため、行為保全の範囲について規定する必要が生じたことから、旧法第94条を2つの条文に分け、第102条で保全範囲を単独で規定し、かつ財産保全だけに限らず、行為保全も含めた。第103条では、財産保全の措置について特に規定した。
※参考文献 ①p162～166, ②p164～168, ③p241～246

【保全解除】第95条は第104条に変更し、次のように改める。

第104条

財産紛争事件につき被申立人が担保を提供した場合、人民法院は保全解除を裁定しなければならない。

本条は被申立人が担保を提供した後の保全解除に関する規定である。保全の目的は将来的に効力が生じる判決の執行を保障し、申立人が補填不可能な損害を被ることを防止するためであるが、ひとたび被申立人が担保提供すれば、後日効力が生じる判決が執行できなくなるおそれはなくなり、申立人が被る可能性がある損害もカバーされ、裁判所が保全措置を講じる目的も同様に達成されることから、保全を引き続き実施する必要は既にある。このようなメカニズムの設置と適用は、後日効力が生じる判決の円滑な執行を可能にするとともに、保全を継続することによって被申立人の財産機能の有効な発揮に客観的な障害がもたらされることを防ぐこともできる。

本条の規定に基づき、財産紛争事件についてのみ、人民法院は被申立人が提供する担保によって、保全を解除する裁定を下すことができる。旧法第95条は

財産保全についてのみ規定していたが、本改正では保全概念を拡大し、行為保全を追加するとともに、全ての保全について、被申立人が担保を提供したことによって、保全を解除する裁定を下すことができるわけではないとした。

※参考文献 ①p166～167, ②p168～170, ③p246～248

第8 民事訴訟妨害に対する強制措置

【悪意訴訟等に対する強制措置】二十四、二条を追加して第112条、第113条とし、条文は以下のとおりとする。

第112条

当事者が悪意によって結託し、訴訟、調解等の方式によって、他人の合法的權益の侵害を図る場合には、人民法院はその請求を却下し、かつその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

本条は悪意（虚偽）訴訟・調解等により他者の合法的權益を侵害する行為に対する制裁規定である。近年、当事者の間で共謀し、訴訟、調停などの方式を利用して他者の合法的權益を侵害する現象が際立っており、人民法院の正常な訴訟秩序を著しく侵し、当事者の合法的な權益を損なっている。民事訴訟法の中に本条を追加し、法的根拠を明確にすることは、虚偽の訴訟行為を厳しく取り締まり、司法の公平・公正なイメージを守り、社会の信用をめぐる理念の向上を図る上で役立つものである。

※参考文献 ①p180～183, ②p183～186, ③p267～272

【執行免脱行為に対する強制措置】

第113条

被執行者が他者と悪意により結託し、訴訟、仲裁、

調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を免れようとする場合、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

本条は被執行者の共謀による執行免脱行為に対する司法制裁に関する規定である。判決、裁定、調停書などの効力が生じている法律文書の執行は、執行申立人の合法的權益を実現できるか否かに直接関わり、公衆の司法に対する信頼にも関わる点でも重要である。もっとも近年「執行難」解決に関する措置が浸透するのに伴い、執行逃れの方式もますます隠蔽性が増し、一部には、執行申立人が執行を申し立てる前、または裁判所がその財産に対して執行措置を講じる前に、他者と共謀し、訴訟、仲裁、調停などの方式によって財産を移転する被執行者〔老頼〕も存在し、これらにより、人民法院の執行業務が著しく妨害されている。執行申立人の正当な權益を保護し、裁判所の執行業務の度合いをさらに強化するため、民事訴訟法の中で、このような悪意ある執行逃れの行為を規制し、その法的結果を明確に定め、法院が制裁を実施する上での法的根拠も明確にする必要がある。

※参考文献 ①p183～186, ②p186～188, ③p272～276

【執行への不協力に対する強制措置】二十五, 第 103 条を第 114 条に変更し、その第 1 項第 2 号を次のように改める。

第 114 条 1 項 2 号

関連のある単位が人民法院による執行協力通知書を受領後、財産に関する調査照会への協力、差押、凍結、振替、換価を拒絶する行為

本条は組織及びその主たる責任者または直接責任者が調査、執行に不協力的な場合の強制措置に関する規定である。民事執行手続においては、関係組織の

協力を得て初めて、被執行者を見つけ、その財産状況を調べることができる。関係組織が調査、執行に対する協力を拒否した場合、一部の事件について、事実を明らかにできず、執行業務の継続が不可能になり、訴訟手続と執行手続が行き詰まる可能性がある。そこで人民法院の司法の權威を擁護し、当事者の合法的權益を保護するため、調査、執行に対する協力を拒否する行為について、民事訴訟の妨害に関する強制措置の適用を規定する必要がある。

※参考文献 ①p186～189, ②p188～190, ③p276～281

【執行への不協力に対する強制措置】第 104 条を第 115 条に変更し、その第 1 項を次のように改める。

第 115 条 1 項

個人に対する過料の金額は 10 万人民元以下とする。単位に対する過料額は 5 万人民元以上 100 万人民元以下とする。

本条は執行への不協力に対する過料等の適用に関する規定である。被執行者が、既に差押えられた財産を隠匿・移転し、既に法的効力を有する判決・裁定の拒絶、不履行行為に対応するため、本改正では、過料額をそれぞれ引き上げ、民事訴訟への妨害行為に対する強制措置を更に強化した。

※参考文献 ①p189～191, ②p191～192, ③p281～283

以上